

「みえ森と緑の県民税」はどんな仕組みなんでシカ?

税金を納めていただく方、金額は下の表のとおりだよ。

みえ森と緑の県民税のしくみ

	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人 家屋敷などを有する個人 ※ただし、次のいずれかに該当する方は除く ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ②障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③前年の合計所得金額が、市町の条例で定める額以下の方 (個人の県民税均等割の納税義務者)	三重県内に事務所などを有する法人など (法人の県民税均等割の納税義務者)
納める額	年額 1,000円	年額 2,000円～80,000円 (県民税均等割額の10%相当額)

取組の評価や見直しは行っているんでシカ?

「みえ森と緑の県民税評価委員会」という機関を設置して、毎年、事業の評価を行っているよ。その結果をもとに、事業をブラッシュアップしているんだ。また、おおむね5年ごとに制度の見直しも行っているよ。

「みえ森と緑の県民税」の成果や評価結果を知りたいかも!

事業の実績や評価をとりまとめた「事業成果報告書」を毎年作成しているよ!  
三重県のホームページから見るができるんだ。

「みえ森と緑の県民税事業成果報告書」はこちら!



令和6年度から第3期(5年間)が始まります!

令和5年度で第2期(令和元年度から5年度)の5年間が終了することから、「みえ森と緑の県民税評価委員会」において評価・検証を行い、必要な見直しを講じたうえで、第3期(令和6年度から10年度)制度を策定しました。

みえ森と緑の県民税第3期制度の概要

第3期制度の詳細はこちら⇒



【みえ森と緑の県民税制度の継続】

○台風の大規模化や異常気象に伴う災害が全国で発生しているほか、航空レーザ測量解析結果から推定したところ、流木発生危険のある流域は未だ多く存在しており、「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高い。

○令和4年度に実施した「三重の森林づくりに関する県民意識調査」の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える傾向にあることが明らかとなり、「県民全体で森林を支える社会づくり」に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要。

以上のことから、必要な見直しを行いつつ、みえ森と緑の県民税制度を継続

【みえ森と緑の県民税のしくみ】

○「2つの基本方針」及び「5つの対策」、「税率・課税方法等」、「県による基金の設置」、「評価委員会の設置」は、第2期と同様とする。

【全国植樹祭の開催に向けた取組】

○令和13年の三重県招致を表明している全国植樹祭について、三重県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献することから、気運の醸成と開催に必要な経費の積み立てに取り組む。

これからも、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」のため、県民の皆さまのご協力をよろしくお願いします!

問い合わせ先

みえ森と緑の県民税のしくみについて  
総務部 税収確保課  
TEL 059-224-2128  
zeimu@pref.mie.lg.jp

みえ森と緑の県民税の使いみちについて  
農林水産部 みどり共生推進課  
TEL 059-224-2513  
midori@pref.mie.lg.jp

森林環境譲与税の使いみちについて  
農林水産部 森林・林業経営課  
TEL 059-224-2564  
shinrin@pref.mie.lg.jp

みえ森と緑の県民税



FSCについて  
詳細はこちら



みえ森と緑の県民税

～森林づくりを県民みんなの力で～

みえ森林教育キャラクター  
カモミ

三重県

「みえ森と緑の県民税」って何でシカ?

平成26年度から、三重県が課税している税金だよ。  
この税収を活用して、県と市町が「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいるんだ。

みえ森と緑の県民税とは?

なぜ「みえ森と緑の県民税」が導入されたんでシカ?

森林は、土砂災害や洪水を防ぐ、水を貯えるなどの大切な働きを持っているよ。だけど、林業の低迷や担い手の不足などで、きちんと整備されていない荒れた森林が増えて、森林の持つ働きが低下しているんだ。  
それから、異常気象や台風の大規模化などもあって、災害が発生する危険性が高まっているんだ。その対策として、災害のリスクを軽減する森林整備や、それを将来に引き継いでいくための社会づくりを行うために導入したんだ。



「みえ森と緑の県民税」はどんなことに使われるのでシカ?

2つの基本方針に基づいて、5つの対策を行っているんだよ。  
具体的な取組は、中面で詳しく紹介するよ!

基本方針 1 災害に強い森林づくり

基本方針 2 県民全体で森林を支える社会づくり

対策 1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり

対策 2 暮らしに身近な森林づくり

対策 3 森を育む人づくり

対策 4 森と人をつなぐ学びの場づくり

対策 5 地域の身近な水や緑の環境づくり

# みえ森と緑の県民税を活用した取組



災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水などの災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を、県と市町が役割を分担しながら行っています。

## 基本方針1：災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

### 対策1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

土砂や流木によって人家などに被害が及ばないように、洪水の緩和、土砂災害防止などの森林の働きを発揮させるための対策を行います。

**事業①**

整備前 整備後

渓流内の倒木など流木の発生源となる危険木を事前に除去し、大雨で下流に流出するのを抑制するとともに、周辺の森林整備を行います。

**事業⑧ 大台町の事例**

土砂の流出防止や根系の発達を促す森林整備を面的に行います。

**事業②**

従来の地形図 立体地形表現図

航空レーザ測量のデータから、災害発生危険性の高い地域等を把握します。

**事業⑨ 大台町の事例**

獣害防止施設の整備に対して支援し、野生動物の食害から植栽木を守ります。

### 対策2：暮らしに身近な森林づくり

生活環境の保全や向上のため、里山など、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を行います。

**事業⑩ 松阪市の事例**

整備前 整備後

台風等の倒木によりライフラインを寸断する恐れのある樹木を事前に伐採します。

**事業⑪ 明日町の事例**

里山や竹林の整備を支援します。

## 基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における森林教育の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

### 対策3：森を育む人づくり

森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進めます。

**事業③**

三重の森林とわたしたちの暮らし

三重県の特徴的な生き物

森林教育イベントの開催や、小学生向けのワークブックを作成します。

**事業④**

みえ森づくりサポートセンターを運営し、森林教育の指導者養成や森づくり活動の支援を行います。

### 対策4：森と人をつなぐ学びの場づくり

森林や木材について学び・ふれあう場を提供します。

**事業⑤**

三重県民の森に「森林教育ステーション」を設置し、森林教育に関するイベント等を実施します。

**事業⑪ 度会町の事例**

保育園等に木製品を導入します。

### 対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり

森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動の支援や、森林や緑と親しむ環境整備を行います。

**事業⑥**

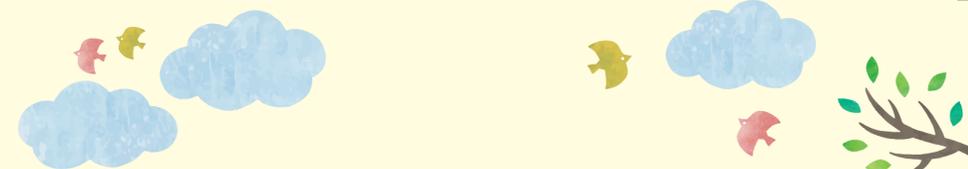
生物多様性の保全活動を行います。

**事業⑦**

自然公園や森林公園を活用した森林教育イベントやガイドツアーを開催します。

**事業⑫ 桑名市の事例**

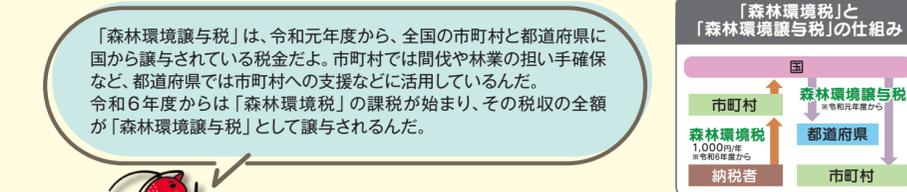
散策路など森林公園を整備します。



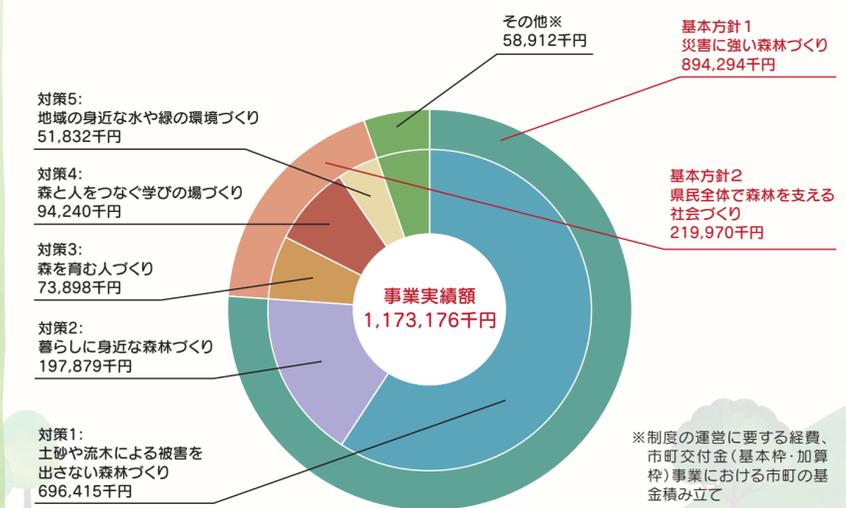
## 三重の森林づくりのために、「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」を、それぞれ用途や目的を区分して県・市町が有効に活用しています！

●用途の棲み分けイメージ

使い方の区分	みえ森と緑の県民税(県税)	森林環境譲与税(国税)
森林整備	災害に強い森林づくり 例) 渓流沿いの危険木の除去や周辺の森林整備、ライフラインや人家、遊歩道沿いの危険木の伐採など	林業経営に連動しない森林の整備 例) 森林経営管理制度に基づく森林整備
人材育成	森を育む人づくり 例) 森林教育の指導者養成や森林教育活動の推進、森林づくりボランティア等の育成	林業の担い手育成 例) みえ森林・林業アカデミーにおける林業人材の育成
普及啓発	森と人をつなぐ学びの場づくり 例) 森林や木材について学び、ふれあう森林教育を実施するための環境整備	
木材利用		公共建築物等の木造・木質化 例) 地域材を利用した公共建築物等の木造・木質化、木製品の導入



## みえ森と緑の県民税の対策区分別事業費(令和4年度)



## 森林環境譲与税を活用した取組

**森林整備**

森林経営管理制度に基づき、森林所有者による管理が見込めない森林を整備します。

**人材育成**

林業の担い手となる人材を育成します。

**木材利用**

地域材を利用して公共建築物などの木造・木質化、木製品の導入を行います。